

6月は環境月間です

限りある資源を大切にしましょう

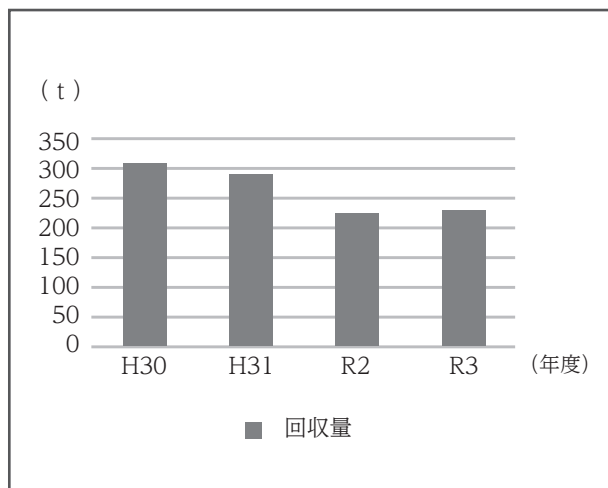
紙の原料は元をたどればすべて木材（パルプ用材）です。不要になった紙を安易に捨てることは貴重な森林資源を浪費することにつながります。紙のリサイクルは一度使われた紙（古紙）を繰り返し使用することで資源の有効活用になり、新たな木材の使用を防ぐことで森林の保持につながります。日本では古紙のリサイクルが進んでおり、循環型社会の形成に貢献しています。紙をごみとして処分する前にリサイクルを考えてみませんか。

古紙類等集団回収について紹介します

古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール類）は製紙原料としてリサイクルできます。町内では、行政区や子ども会などの団体が集団回収に取り組んでいます。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、古紙回収量が感染拡大前と比べ、減少しました。

古紙類等回収量を増やすことは、家庭ごみの減量にもつながりますのでリサイクルにご協力ください。



【環境課から一言】

行政区によっては分別収集会場で古紙回収を行っているところもあります。

左のグラフを見ると令和2年度から回収量が大きく減っています。

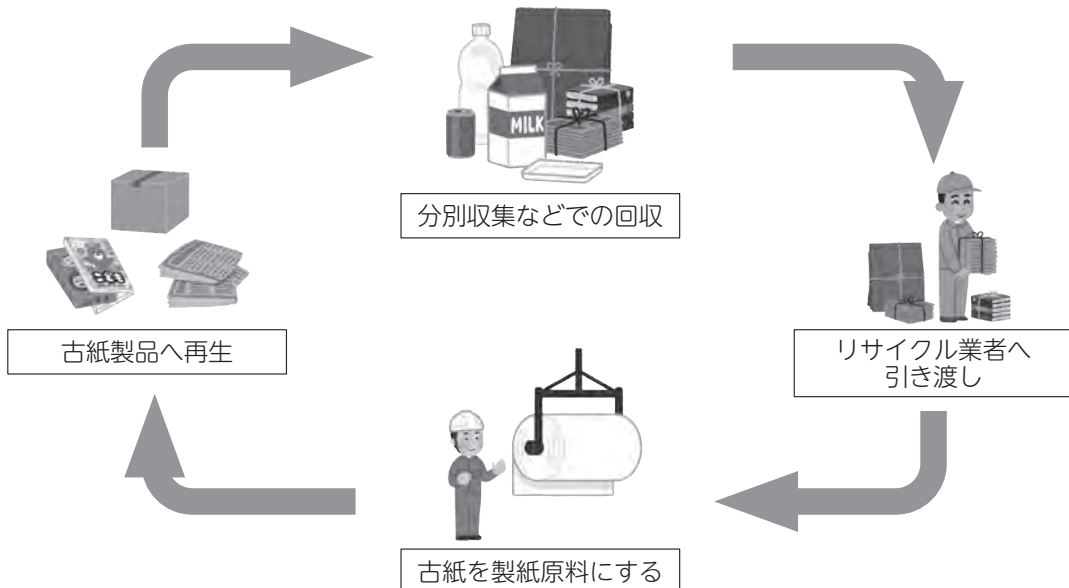
分別ごみと一緒に会場に持参し、リサイクルに取り組んでみませんか。



▲環境課 山本

古紙を回収した後は・・・

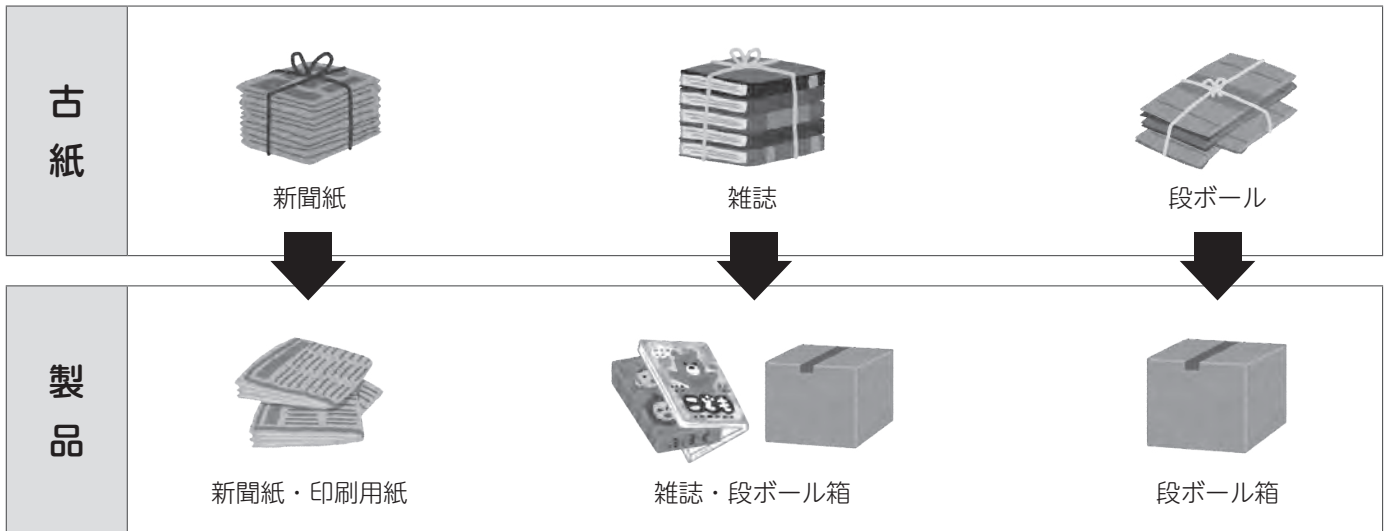
古紙を登録団体が回収し、リサイクル業者へ運ばれた後は次のような流れになります。



1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、6月5日は「環境の日」に定められています。日本では6月を環境月間とし、限りある資源や環境保全に対して関心と理解を深めるための普及啓発活動を行っています。

■問い合わせ先 役場環境課 ☎963-11732(直)

リサイクルした古紙はどんな製品になるの？



古紙類等集団回収奨励金制度について知っていますか

町では、古紙類等集団回収として登録した団体に回収量1キログラムあたり6円の奨励金を交付しています。

奨励金制度を利用して団体の運営費に充てることもできます。

新しく登録を希望する団体は環境課まで問い合わせください。

【対象団体】

町内会、子ども会、PTAなどの公共的団体
※現在39の団体が登録しています。

【対象品目】

古紙類および古布

町福祉センターでも回収しています

集団回収している団体に出せない場合は、町福祉センターに無料で持ち込むことができます。
※持ち込みは各家庭から出た個人の古紙に限ります。

【回収品目】 古紙類および古布

【出し方】

- ①古紙類は新聞、雑誌、段ボールに分け、それぞれひもなどで結ぶ。
- ②古布は衣類のみを透明のビニール袋に入れる。

【出せないもの】

古紙類：カーボン紙や写真などの特殊加工された紙類
古布：カーテン、布団（毛布は持ち込み可）、カーペット、ぬいぐるみ、クッション、綿や羽入りの衣類、バッグ・ベルトなどの装飾品

※詳細は「家庭ごみの出し方」パンフレットの14ページをご覧ください。

町ホームページにも掲載しています。



▲持ち込みの際は職員にお声かけください

【所在地】 緑ヶ浜4丁目3-1

【搬入時間】 午前9時～午後5時

【休館日】 祝日、12月28日～1月4日

【問い合わせ先】 町社会福祉協議会

☎963-0921 (直)